

「持続可能」の概念と企業
— 「持続不可能」を導く短絡思考についての一考察 —

The Concept of “Sustainable” and Company
A Study of Simple Thinking leads to “Unsustainable”

岡 本 丈 彦*

(要約)

現在、「ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals, MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals, SDGs)」が企業や社会、そして社会の構成員から注目を集めている。この SDGs は 2015 年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、「17 の目標」が掲げられている。しかしながら、「この『持続可能』という概念は何を意味するのか」、そして「企業や社会の構成員には、未来のために何ができるのか」という議論とその結論は、それぞれの立場で大きく異なる。なぜならば、例えば、環境のみを重視した観点からは、環境保護のために我々の生活水準や企業の経済活動を犠牲にする、という結論も導き出すことも可能であるためである。

本論文においては、企業の観点に立ち、「企業はどのような行動を行うことで持続可能な社会に寄与するのか」、そして「どのような行動が持続不可能な社会に導くのか」について検討を行い、その際に、ドイツの経済倫理・企業倫理(Wirtschafts- und Unternehmensethik)に手がかりを求め、これまでの研究において明らかにしたように、このアプローチは過酷な経済環境下での企業の利益獲得が倫理的であるのか、を考察することが可能である。

本論文においては、まず、経済倫理・企業倫理の意義を明らかにする。その際には、一般的に議論される経済学や法律・制度によるアプローチでは、「持続可能な社会」を実現することが困難である点にも言及を行う。その上で、「持続可能性」の概念を検討するとともに、持続可能性を脅かす短絡思考の問題点と企業におけるこの短絡思考の発現について検討を進めていく。

(Abstract)

Today, the Sustainable Development Goals (SDGs), which is the successor to the Millennium Development Goals (MDGs), are attracting attention from companies, society, and members of society. The SDGs are international goals from 2016 to 2030, listed in the

* 高松大学経営学部准教授 受理年月日：2019 年 12 月 15 日。

“2030 Agenda for Sustainable Development” adopted at the United Nations Summit in 2015, and include “17 goals.” However, the discussion of, "What does this concept of sustainability mean?" and "What can corporate and social members do for the future?" For example, from an environment-oriented perspective, it is possible to draw the conclusion that environmental protection sacrifices our living standards and the economic activities of businesses.

In this paper, we look at these questions from the perspective of a company: "What kind of action does a company contribute to a sustainable society?" and "What kind of action leads to unsustainable society?" In doing so, the author seeks clues from German economic and business ethics (Wirtschafts- und Unternehmensethik). As we have shown in previous studies, this approach allows us to consider whether obtaining profits in a harsh economic environment is ethical.

In this paper, first, we will clarify the significance of economic and business ethics. At the same time, we will also point out that it is difficult to achieve a "sustainable society" with commonly discussed economics and legal/institutional approaches. Next, we will examine the concept of "sustainability," and proceed with the issue of simple thinking that threatens sustainability and the emergence of this simple thinking in companies.

キーワード：

持続可能な開発目標、経験主義的な短絡思考、環境、持続可能な社会、持続不可能な社会、経済倫理・企業倫理

Keywords:

Sustainable Developments Goals (SDGs), Empirical simple thinking, Environment, Sustainable Society, Unsustainable Society, Economic- and Business Ethics

1. はじめに

我々人類が世代を今後も世代を重ねていくためには、「持続可能性」は欠かすことのできない概念である¹。しかしながら、一方における「持続可能性」を担保することが、他方の「持続可能性」を毀損する場合がある。

2019年12月2日から15日の日程で、スペインの首都マドリードにおいて、気候変動枠組条約第25回締約国会議(Conference of the parties 25, 通称、COP25)が開催された。同年9月23日にニューヨークにある国連で行われた「気候変動サミット」において、有名な演説を行ったグレタ・トゥンベリ(Thunberg, Greta Ernman)氏も参加し、世界的に注目を集めた。このような気候変動、いわゆる地球温暖化(global warming)は確かに人類にとって解決すべき喫緊の課題と認識されている。このような考えにのっとれば、環境のために現在の生活やこれまでに築き上げてきた文明や利便性を「捨てるべき」である、という主張は一定

の支持を集める。しかしながら、「そのような考えやそれに基づく行動は持続可能であるか」という問題についても考えなければならない。とりわけ、上記のような考え方では「企業」の存在意義を否定するだけでなく、我々の生活の基盤を提供する「企業」も破壊することになる。

そのため、企業を前提とした場合に、「企業はどのような行動を行うことで持続可能な社会に寄与するのか」、そして「どのような行動が持続不可能な社会に導くのか」という問題を考える際には、ドイツの経済倫理・企業倫理における代表的な研究者である A. ズーハネクの研究(Suchanek (2015))²に手がかりを求める。これまでの研究(岡本 2017, 2019a)において明らかにしたように、このアプローチは過酷な経済環境下での企業の利益獲得が倫理的であるのか、を考察することが可能なアプローチである。

本論文においては、まず、経済倫理・企業倫理の意義を明らかにする。その際には、一般的に議論される経済学や法律・制度によるアプローチでは、この問題の解決は困難であることを解明する。その上で、「行為の連続性」に基づいて持続可能の概念を検討するとともに、持続可能性を脅かす短絡思考の問題点について検討を行う。

2. 経済倫理・企業倫理の意義

まず、経済倫理・企業倫理のアプローチを使用する意義について検討を行う。様々な倫理的な問題、とりわけ「企業はどのような行動を行うことで持続可能な社会に寄与するのか」、そして「どのような行動が持続不可能な社会に導くのか」を議論する際には、倫理や経済倫理・企業倫理以外のアプローチで議論することも不可能ではない。

以下においては、一般的に理解される①「均衡点」によるアプローチと、政府による規制に頼る②法学・制度のアプローチでは、カバーできない領域があることを明らかにした上で、経済倫理・企業倫理のアプローチを使用する意義を明らかにする³。また、規範倫理学のアプローチに基づかない理由としては、岡本 (2017, 2019a)において議論を行っている。

2.1 「均衡点」のアプローチに対する批判的検討

新古典派経済学における主要な理論においては、「需要」と「供給」によって価格が決定され、これが「均衡点」となる⁴。持続可能性を議論する際にも、この「均衡点」で全体最適が実現していれば、持続可能性が維持されていると指摘が可能である。この「均衡点」の実現可能性に関しては、本論文では言及を行わない。

この「均衡点」がいずれかの時点において生み出される、と仮定する。その仮定が正しくとも、それが実現するために、多くの人々が損害を受けることは倫理的な課題である⁵。ここでは就職氷河期世代の「救済されない人々」の問題を例に倫理的な課題を明らかにする⁶。

現在、日本経済は人件費の高騰や人手不足に苦しめられている。東京商工リサーチ (http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200110_01.html:最終アクセス日:2020年1月14日)によれば、『『人手不足』関連倒産』は、2013年の調査開始以来、最多を記録してい

る。

企業が人手不足にあえぐ一方で、「就職氷河期世代」と呼ばれる人々が約 1,000 万人存在している。彼らは 1990 年代半ばから 2000 年代中頃にかけて社会に出た年代である。日本においては、「就職氷河期世代」と呼ばれた時代においては、企業においてリストラクチャリング(通称、リストラ)が横行し、また、高校・大学卒業者の採用数を大幅に絞ったことによって、正規雇用の職を得ることが出来ず、その後の「派遣法改正」などの影響を受け、様々な分野において派遣労働者が増加することになり、長期にわたり不安定な職に甘んじた人々が多く存在する。

そして、彼らは「救済されない人々」として存在している⁷。彼らは第一次世界大戦によって人生を翻弄された詩人たちが述べた「ロストジェネレーション」を念頭に、「ロスジェネ世代」と呼ばれている。近年、彼らを対象とした救済措置を政府が進めようとしているものの、失われた時間が戻ってくるわけではないことに注意が必要であり、「均衡点」の実現可能性を議論しない場合においても、損害を受ける人が存在することは明らかである⁸。

2.2 法律・制度のアプローチに対する批判的検討

次に、法律・制度のアプローチに関して検討を行う。確かに、企業や社会の構成員を規律づける、あるいは一つの方向に向かわせるためには法律や制度は非常に重要である。そして、持続可能な社会や持続可能性を議論する際にも、政府による何らかの規制によりそれらを実現するという方法も議論される。

しかしながら、法律や制度には限界が存在するとともに、法律や制度を整備したとしても、法律を作った行為主体の思惑通りに進むことはさほど多くない。

2.2.1 法律の限界

まず、法律と個々人の責任の問題について言及を行う。Suchanek (2015)において明らかにされているように、「個々人の責任をルールによって置き換えることはできない (individuelle Verantwortung kann nicht durch Regeln ersetzt werden.)」(Suchanek (2015), S. 14/訳書, 15 頁)⁹。したがって、法律や制度を構築したからといって、それで問題が解決するわけではない。

その上、法律や制度は運用する行為主体が存在することを失念してはならない。即ち、仮に企業や社会の構成員を規律づける、あるいは一つの方向に向かわせる法律や制度を整えることが出来たとしても、それを運用する行為主体が運用に誤れば「画餅に帰す」のである。以上が法律や制度の限界である¹⁰。

2.2.2 「働き方改革」と生産性の向上

また、法律や制度を整備したとしても、それが立法者の思惑通りの結果をもたらすとは限らない。現在、日本の、あるいは日本の組織・企業の負の側面である「過労死」や「過労自

殺」の原因である長時間労働(過重労働)を無くすため、日本の低い時間当たり労働生産性の向上を目指して、日本政府主導の「働き方改革」が進んでいる¹¹。2018年の日本の時間当たり労働生産性(就業1時間当たり付加価値)は、加盟36カ国中21位であり主要先進7カ国でみると、1970年以降最下位であった(https://www.jpc-net.jp/intl_comparison/最終アクセス日:2019年12月20日)¹²。

しかしながら、日本銀行調査統計局(2019)が現在の日本企業では労働時間削減が進んでいるものの、「ビジネスモデルの見直し」などの取り組みは進んでいない(日本銀行調査統計局(2019),12頁)と指摘しているように、過重労働の抜本的解決には程遠いというのが現状である¹³。

2.2.3 日本における法令の違反

そして、日本企業における問題として、「有給取得の義務化」を無視する企業や、従業員に対しサービス残業の強要する企業や企業の管理職、そして「リニア談合」に代表される不正などの問題が存在する。さらに、朝日新聞「(社説)障害者雇用 水増し不正の根絶を」(2018/10/23)においても指摘されているように、障害者雇用制度を率先して悪用したのは地方自治体であった。

日本の組織及び企業における法令違反の問題としては、仮に法令に違反したとしても、それ以上のメリットを享受できるシステムの場合には、日本の組織や企業は率先して、法令に違反する、という問題を引き起こす可能性がある。

また、2019年12月末に、元日産自動車会長のC.ゴーン(Ghosn, Carlos)が国籍を有する中東のレバノンに逃亡したことも法律や制度の不備による問題を補足する1つの事例である。カルロス・ゴーン被告は2018年11月に東京地検特捜部に逮捕された¹⁴。その後、東京地方裁判所の判断で保釈され、プライベート・ジェットを利用し、トルコに出国、その後レバノンに降り立った。この事件では大きな批判に晒されているように、保釈申請を認めた東京地方裁判所の判断が正当なものであったのか、あるいは複数国籍を持つゴーン被告が海外に逃亡する危険性を考慮されなかったのか、など様々な批判が向けられている。

2.2.4 ブラック企業への対応

近年、問題となっている「ブラック企業」¹⁵の問題も法律や制度のみで是正することは困難である。そもそも、労働基準法や労働基準監督署という法律や制度(機関)が有効に機能していれば、「ブラック企業」という問題が生じるはずもない。また、このような「ブラック企業」は「外国人技能実習制度」を悪用し、海外から来た技能実習生を法律に違反して使用することで、将来的には巨額な賠償問題を誘発する危険性すら内包している。

以上のように、法律・制度だけでは、個人や企業を特定の方向に向かわせることは困難であり、持続可能な社会や持続可能性を議論する際には不十分である。

2.3 経済倫理・企業倫理の優位性

以上のように、「均衡点」に依拠したアプローチでは、仮に「均衡点」が生まれたとしてもそれまでに犠牲になる人々が多く存在すること、そして法律・制度のアプローチでは、そもそも完璧な法律や制度は不可能であり、個々人や企業の責任をこれらによって置き換えることが出来ない。したがって、「企業はどのような行動を行うことで持続可能な社会に寄与するのか」という問題を考察することは困難である。

経済倫理・企業倫理に基づくズーハネクは、倫理学の目的を「みんなが納得できる規範を打ち立てる(Suchanek (2015), S.4/訳書, 5 頁)」ことと規定している。その上で、一方で「普遍的な道徳的価値」と、他方で「具体的な状況条件」を関連付けるべき(S.10/訳書, 11 頁)であることを指摘している。

これを企業の問題に落とし込めば、企業がどのような「具体的な状況条件」の下で、「普遍的な道徳的価値」あるいは道徳的な基盤に基づく行動を行うべきなのか、という倫理的な問題を議論することが可能である点が経済倫理・企業倫理の優位性である。

3. 「行為の連続性」と持続可能性

続いて、「企業はどのような行動を行うことで持続可能な社会に寄与するのか」、そして「どのような行動が持続不可能な社会に導くのか」を明らかにするために、「行為の連続性」と持続可能性の概念について検討を行う。「行為の連続性」は持続可能の概念を考える際に非常に重要となる。

3.1 「行為の連続性」

まず、「行為の連続性」の概念を明らかにする。ズーハネクは、「行為は常に時間に埋め込まれている(Unser Handeln ist stets eingebettet in die Zeit.)」ことを指摘している(Suchanek (2015), S. 132/訳書, 121 頁)。即ち、ある行為を一度きりのものとして把握するのではなく、連続性の中で議論することの必要性を明らかにしている。この考えを図示したものが、下記の図となる。

図1 行為の連続性



出所：Suchanek (2015), S. 48/訳書, 47 頁に依拠して、一部修正の上、作成。

上の図に示されているように、特定の「行為の条件1」は「行為1」を実現すると同時に制約する(Suchanek (2015), S. 132/訳書, 121 頁)。そして、「行為1」の結果として生み出される「行為の帰結1」は、次の「行為の条件2」を形成する。この「行為の条件2」は「行為2」を実現すると同時に制約する。そのため、「行為1」は「行為2」を間接的に実現、あるいは制約する。

そして、「行為の条件」、「行為」、そして「行為の帰結」の関係は一度きりではなく、繰り返し続いていくことになる。この点は持続可能の概念を検討する際に非常に重要な示唆を与える。

3.2 持続可能の概念と企業の行動

続いて、持続可能の概念について検討する。ズーハネクは持続可能という概念を考える際に、「目標を達成した後も生活は続く(das Leben nach einem erreichten Ziel weitergeht.)」(Suchanek (2015), S. 161/訳書, 149 頁)ことを考慮する必要性を指摘している。これを端的に言い換えれば、「その後どうなる？(Und was dann?)」(Suchanek (2015), S. 161/訳書, 149 頁)を考えることである。

上述した「行為の連続性」を踏まえれば、「行為1」についての意思決定を行う際に、「行為2」があることを意識することが重要となる。本論文における持続可能とは、「行為1」についての意思決定を行った後に、「行為2」が行える状態を意味する。

そして、「企業はどのような行動を行うことで持続可能な社会に寄与するのか」を考える際には、企業を「利益獲得を目的とする主体」を把握した場合においても、「目標を達成した後も生活は続く」即ち、「その後どうなる？」を考慮した行動をとることである。即ち、企業が「行為1」を行った後も「行為2」が行えることが持続可能な状態であり、企業が「行為1」を行った結果として「行為2」が行えないことが持続不可能な状態である。

4. 持続可能性を破壊する短絡思考

続いて、ズーハネクの理論に基づき、持続可能性を破壊する、即ち「行為1」の結果、「行為2」が行えない状態を導く短絡思考について検討を行う。

岡本 (2019a)において明らかにしたように、Suchanek (2015)では「(1)私は何をしたいのか？(Was will ich?)」だけではなく、「(2)私は何ができるのか？(Was kann ich?)」についても考慮した上で、「(3)私は何をすべきなのか？(Was soll ich tun?)」を導き出すことが重要であることが示されている(Suchanek (2015), S. 42 ff./訳書, 40 頁以下)。

そして、(1)は「道徳的理想」、(2)は「経験的条件」に置き換えることが可能である。これら(1)と(2)から(3)を導き出す思考の方法が実践的三段論法である。しかしながら、(1)のみ、あるいは(2)のみから導き出されるのが2つの短絡思考である。

4.1 規範主義な短絡思考

意思決定に際して上述の「(2)私は何ができるのか?」を無視することで生み出されるのが、「規範主義的な短絡思考」である。ズーハネクによれば、「規範主義的な短絡思考は、信頼する側、あるいは他者に(規範的な)期待を向ける人に典型的にみられる(Normativistische Kurzschlüsse sind typisch für Vertrauensgeber bzw. für jene, die (normative) Erwartungen an andere richten)」(Suchanek (2015), S. 183/訳書, 174 頁)思考である¹⁶。

このような短絡思考は、例えば、企業に対して過度なサービスを要求する消費者などが該当する。近年、社会的な問題となっている「モンスタークレマー」と呼ばれる消費者は、企業(店)や店員に対して支払う対価以上のサービス¹⁷の提供を要求する。このような要求は仮に受け入れられたとしても、企業(店)や店員を疲弊させ、企業の持続可能性を毀損する。

つまり、消費者は「行為 1」において対価以上のサービスの提供を要求し、それが受け入れられたものの企業や店員を疲弊させ、企業の経済活動が持続可能でなくなったならば、そのような「行為条件 2」のもとで、「行為 2」を行わなければならない。

4.2 経験主義的な短絡思考と企業不祥事

規範主義的な短絡思考と対をなす経験主義的な短絡思考においては、「(1)私は何をしたいのか?(Was will ich?)」、即ち、「道徳的理想」あるいは「理性的な行為に関する規範的な基礎」が無視される(Suchanek (2015), S.185/訳書, 175 頁)。このような「道徳的理想」あるいは「理性的な行為に関する規範的な基礎」が無視された企業の意思決定は、時として、法律の違反を正当化することにもつながりかねない。ズーハネクは、「やむを得ない事情」に基づいて「道徳的理想」が無視された意思決定を行うことを経験主義的な短絡思考と指摘している(Suchanek (2015), S.186/訳書,176 頁)。

日本の組織や企業においても、「やむを得ない事情」に基づいて「道徳的理想」が無視された経験主義的な短絡思考に基づいて意思決定が行われる結果、不祥事が繰り返されると指摘することが出来る。

4.3 持続不可能を導く短絡思考

最後に、「どのような行動が持続不可能な社会に導くのか」という問題について検討を行う。上述のように、「行為 1」を行った結果として「行為 2」が行えないことが持続不可能な状態である。したがって、持続不可能な社会とは、社会崩壊のような意味合いではなく、これまで行っていた「行為 1」が、「行為条件 2」のもとで行われる「行為 2」では行えない社会のことである。

企業の行動としては、先述した「やむを得ない事情」にのみ基づいて「道徳的理想」が無視された経験主義的な短絡思考に基づく意思決定が繰り返され、「目標を達成した後も生活は続く」即ち、「その後どうなる?」ということが適切に考慮されない行動が、持続不可能

な社会を導くこととなる。このような行動は、地球環境を破壊するような生産活動に際しての排ガスや有害物質を放出するだけではなく、例えば、コンビニエンスストア業界の最大手であるセブン-イレブンが「ドミナント戦略」と称して店舗間の共食い¹⁸を行っていた(行わせていた)ことも、「その後どうなる?」ということが適切に考慮されない行動であると把握することが可能である。

そして、消費者や顧客などが企業に対して行う過度なサービスの要求や、環境問題を背景に様々なステークホルダーが企業に対して「利益追求を否定」する規範主義的な短絡思考も我々の生活の基盤を疲弊あるいは破壊し、持続不可能な社会¹⁹に導く行動である。「行為の連続性」を鑑みれば、「行為1」でそのような要求を行い企業が利益追求を止め、あるいはその結果として企業が存在しなくなった後の「行為2」は、これまでの行為条件と異なる行為条件の下で、我々の生活は続くことになる。その際、我々は誰から何を購入することが可能であるのか、と考えない要求は「その後どうなる?」が適切に考慮されない要求である。

5. おわりに

本論文においては、企業の観点に立ち、企業を前提とした場合に、「企業はどのような行動を行うことで持続可能な社会に寄与するのか」、そして「どのような行動が持続不可能な社会に導くのか」について検討を行い、ドイツの経済倫理・企業倫理に手がかりを求めた。

まず、「均衡点」に依拠したアプローチでは、仮に「均衡点」が生まれたとしてもそれまでに犠牲になる人々が多く存在すること、そして法律・制度のアプローチでは、そもそも完璧な法律や制度は不可能であり、個々人や企業の責任をこれらによって置き換えることが出来ないことを明らかにした。その上で、経済倫理・企業倫理のフレームワークは、企業がどのような「具体的な状況条件」の下で、「普遍的な道徳的価値」あるいは道徳的な基盤に基づく行動を行うべきなのか、という倫理的な問題を議論することが可能であるという優位性を明らかにした。

次に、ズーハネクの研究に依拠して、行為を一度きりの事象ではなく、「行為条件」、「行為」、「行為の帰結」からなる繰り返しの事象であることを指摘し、「持続可能」という概念を議論する際には、「目標を達成した後も生活は続く」こと、言い換えれば「その後どうなる?」を考えることが重要であることを明らかにした。そして、「行為1」を行った後も「行為2」が行えることが持続可能な状態であり、「行為1」を行った結果として「行為2」が行えないことが持続不可能な状態であることを提示した。

その上で、「企業はどのような行動を行うことで持続可能な社会に寄与するのか」への1つの答えとして、「利益獲得を目的とする主体」が企業であると把握する場合においても、企業が「目標を達成した後も生活は続く」即ち、「その後どうなる?」を考慮した行動をとることが重要となることを明らかにした。

そして、「どのような行動が持続不可能な社会に導くのか」という問題に関しては、持続不可能な社会をこれまで行っていた「行為1」が「行為2」では行えない社会と定義し、企

業の行動としては、「道徳的理想」が無視された経験主義的な短絡思考に基づく意思決定が繰り返され、「その後どうなる？」ということが適切に考慮されない行動であり、ステークホルダーの行動としては、企業に対して規範主義的な短絡思考に基づく過度な要求や利益の否定する要求を行うことで、これまで行っていた「行為1」が「行為2」では行えない「持続不可能な社会」を導くことを解明した。

最後に、今後の検討課題について言及を行う。今後は、本論文において明らかにした規範主義的な短絡思考に基づくステークホルダーの要求と企業はどのように向き合い、対話を行うのかという点について検討を行う。

参考文献・参考サイト一覧

英文文献：

- ① Hicks, J. R. (1969), *A Theory of Economic History*, Oxford University Press (ジョン・リチャード・ヒックス著/新保博・渡辺文夫訳 (1995), 『経営史の理論』 講談社学術文庫).
- ② Homann, K. (2014), *Sollen und Können. Grenzen und Bedingungen der Individualmoral*, Wien.
- ③ Simon, Herbert A. (1945), *Administrative Behavior*, The Free Press. Smith, A. (1776, 1994), *The Wealth of Nations*, edited, with an introduction and notes by Edwin Cannan, Random House, Inc.
- ④ Suchanek, A. (2015), *Unternehmensethik : In Vertrauen investieren*, Tübingen (アンドレアス・ゾーハネク著/柴田明・岡本文彦訳 (2017), 『企業倫理：信頼に投資する』 同文館出版).

和文文献：

- ① 梅村 彰 (2017), 『サービス経営 理論と応用 マーケティングとオペレーション』 三恵社。
- ② 大平義隆 (2019), 「制度の変更と文化的不整合—進行する働き方改革を中心に—」 『創価経営論集』 第43号第1号。
- ③ 岡村俊一郎 (2019), 「日本企業におけるフランチャイズ経営と24時間営業」 『2019 工業経営研究学会国際大会 予稿集』 工業経営研究学会 170-175 頁。
- ④ 岡本文彦 (2016), 「コーポレート・ガバナンスと企業倫理 —ゾーハネクの研究を中心として—」 『研究紀要』 (高松大学) 第64・65号 1-17 頁。
- ⑤ 岡本文彦 (2017), 「企業の責任と企業の利益獲得 —A. ゾーハネクの研究に依拠して—」 『商学論究』 第64巻 第3号 海道ノブチカ 博士 記念号 (2017年1月発行) 225-242 頁。

- ⑥ 岡本文彦 (2019a), 「企業の責任とステークホルダーの期待 – ドイツ経済倫理・企業倫理の観点からの一考察 –」 『研究紀要』(高松大学)第 71 号 1 - 15 頁。
- ⑦ 岡本文彦 (2019b), 「VE(VA)によるコスト削減」、「原単位管理」、「原価低減(設計)」、「原価低減(購買)」、「原価低減(生産)」、「原価管理の基本プロセス」、「ムダ取り」、「原価低減と ECRS」 『工場管理』 日刊工業新聞 32-39 頁。
- ⑧ 上林憲雄 (2019), 「消えゆく日本の経営 – グローバル市場主義に侵食される日本企業 –」 日本経営学会編 『日本の経営の現在 – 日本の経営の何を残し, 何を变えるか –』 〈経営学会論集第 89 集〉 千倉書房 38-46 頁。
- ⑨ 藤井一弘 (2017), 「分岐点としての日本経済」 『経営論集』 64 巻第 4 号 81-90 頁。
- ⑩ 古川靖洋 (2019), 「働き方改革のための組織文化の変更」 『商学論究』 66 巻 3 号 223-246 頁。
- ⑪ 山崎弘之 (2007), 『ハイエク・自生的秩序の研究 経済と哲学の接点』 成文堂。

レポート：

- ① 日本銀行調査統計局 (2019), 「働き方改革と企業の取り組み – 働き方改革を生産性の向上に結び付けた先進例 –」 『BOJ Reports & Research Papers』 1-38 頁。

新聞：

- ① 朝日新聞「(社説) 障害者雇用 水増し不正の根絶を」(2018/10/23)

サイト一覧：

- ① 働き方改革実現会議決定 『働き方改革実行計画』
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/pdf/20170328/01.pdf> 最終アクセス日：2019 年 12 月 19 日。
- ② 東京商工リサーチ「深刻！ 運送業の「人手不足」倒産率は他業種の 3 倍」(http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200110_01.html 最終アクセス日：2020 年 1 月 14 日)。
- ③ 日本生産性本部「労働生産性の国際比較」(https://www.jpc-net.jp/intl_comparison/ 最終アクセス日：2019 年 12 月 20 日)。

¹ 本論文は、2019 年 5 月に日本比較経営学会(於：徳島文理大学)で行った自由論題報告、同年 8 月に工業経営研究学会(於：台湾東海大学)で行った自由論題報告、そして同年 12 月に経営経済学研究会(於：関西学院大学梅田キャンパス・アブローズタワー)で行った研究報告に基づき、そこで頂戴した様々なご意見を踏まえて執筆したものである。

² 本論文においては、ズーハネクの著書より引用を行う際には、原著と訳書両方を併記することとする。

³ 純粋な規範倫理学から企業の問題を議論する際の問題点としては、岡本 (2016), (2017)において、Suchanek (2015)において詳細に検討を行っている。

⁴ 経済学の系譜については、Hicks (1969)を参照のこと。また、経済学の基本的な考え方については、Smith, A. (1776, 1994)を参照のこと。

⁵ また、「代替可能な財」についても問題が内包されている。「需要」と「供給」を考える際には、増産が可能な財であれば、価格が上昇した場合には、生産者は生産量を増加させ、供給量を増加させる結果として、財の(販売)価格が低下することが想定されている。しかしながら、現実には価格が高止まりした財が他の代替財によって代替される、あるいはその財の必要性が低下した結果として、市場そのものが縮小することも考えらえる。

⁶ 行為主体の合理性の問題も存在している。本稿においては、これ以上の言及を行わないが、行為主体が完全合理性もっている、と仮定することは非常に危険である。合理性の問題に関しては、Simon (1945), p.85 を参照のこと。

⁷ 日本においては、所謂、「自己責任」というものが当然という時代が存在した。この問題に言及すれば、「就職氷河期世代」は彼らの自己責任と断じる考え方である。しかしながら、現在、「就職氷河期世代」を放置した結果として、彼らは低年取に甘んじることとなり、出生率の低下が進み、2019年の出生者数が90万人を割り込んだ。

一つの考え方として、日本社会及び経済全体が「自己責任」によって滅び去ることを余儀なくされるかもしれない。

⁸ 特定の行為主体にとって「時間」がどれほど重要であるのか、に関しては特定の行為主体の主観が最も重要である。

⁹ この点は彼の師 K. ホーマン(Homann, Karl)と大きな違いがある。詳しくは Homann (2014)を参照のこと。

¹⁰ 国や自治体によって整備された法律や制度以外の「自生的秩序」については、山崎 (2007)を参照のこと。

¹¹ 大平 (2019)は、「働き方改革」を「リストラが可能になるような職務給制度への誘導」と批判している(大平 (2019), 64 頁)。

¹² 日本企業の生産性の低さ及び、生産性向上の具体的な方法については、岡本 (2019b)を参照のこと。

¹³ 法律に明記することで問題が解決するのであれば、現在、我々の住む世界において問題となっている「貧困」、「差別」、「宗教対立」や「戦争」、「気候変動」なども法律によって規制すればなくなるのであろうか。これは現実的に不可能なことは、1920年から1933年までのアメリカにおける「禁酒法」の顛末を見ても明らかである。

また、古川 (2019)においては、「働き方改革」における「組織文化の変更」の必要性が指摘されている。

¹⁴ この問題に関しては、企業において「誰が経営者を選び」、そして「それを監視・監督するのか」というコーポレート・ガバナンスというフレームワークで議論することも可能である。しかしながら、今回の事件において明らかになったように、ゴーン被告を追及していた元日産自動車社長の西川廣人氏も不正報酬として約4,700万円を受けとっていたとして、辞任した。

企業不祥事の問題をコーポレート・ガバナンスという枠組みで議論する際の問題を端的に表すと、聖書ヨハネによる福音書第8章3~11節「あなたたちの中で罪を犯したことはない者がこの女に、まず石をなげなさい」というイエス・キリストの言葉になる。即ち、経営者を監督する側がやましいことを行っていないのか、という点についても検討を行わなければならない。

¹⁵ この問題の解決を困難にしているのは、「ブラック企業」に対する社会的な見解が一致していない点にあると指摘できる。言い換えれば、法令違反やルール違反に関しても、一方で厳しく他方で甘いという問題とも関連している。例えば、日本社会や日本企業においては、開始時間に「遅刻」することは社会人としての一般常識がない人物であると考えられる。また、日本の法律においては店から商品が無断で持ち出せば「窃盗罪」に問われることになる。

しかしながら、一方で仕事の終了時間には厳格さが希薄であり、またサービス残業という労働者の時間を強制的に無給で使用させる行為は「窃盗」にはならないのである。仮に、労働者の時給が1,000円であるならば、それを盗んでもほぼ罰せられることはない。しかし、店から1,000円のを盗もうとは思わないであろう。

上林 (2019)においては、「日本的経営」がなくなることが悲観的に示されているものの、上述のような「ブラック企業」の特質と「日本的経営」に類似点を持つのであれば、日本社会の構成員にとって必ずしも悲観的になる必要はないという見方も可能である。

¹⁶ ズーハネクが事例として提示している規範主義的な短絡思考としては、Suchanek (2015), S.184/訳書, 174 頁を参照のこと。

¹⁷ サービスの定義及びサービスの範囲に関しては、梅村 (2017)を参照のこと。

¹⁸ フランチャイズ経営の基本的な考え方と、現在の日本のコンビニエンスストア業界の問題点に関しては、岡村 (2019)を参照のこと。

¹⁹ 経営学においては、主流ではないものの「脱成長」という考え方も存在する。経営学と「脱成長」に関しては、藤井 (2017)を参照のこと。